

を問う



細田 栄

合併まちづくり計画の破綻 財政計画を見直す

細田 平成十七年度決算では、公債費負担比率が二十五%、経常収支比率が九十六・六%にもなり、投資的事業や新規事業の一般財源は、わずか三・四%と危機的な財政状況となっている。町長提出の決算資料や、監査委員

の意見書にも「このままでは、伯耆町を維持していくことが難しい」とまで記述されている。もはや、合併まちづくり計画は財政破綻をきたし使い物にならなくなった。当面五年間は合併まちづくり計画ではなく、

の実施計画を作成すると言われていたが、平成十八年度を初年度とする三年間の実施計画を議会にも説明し、町民の皆様にも公表されたい。

町長 国の三位一体改革の進展などにより、極めて厳しい地方財政状況になつたため、既に策定済の総合計画基本計画の財政計画を見直す必要が生じた、現在前半五年間の財政計画の見直し中であり、案ができたら議会に協議し、町民にも公表する。

九人いるが、職員の内一人の割合とかなり多いように思う、今後職員数も二十人程度減じて百四十五人にする計画となつており、管理職も減員すべきではないか。

町長 管理職手当ては職務階級の責任を考慮して定めた、又管理職の定年退職者は、今後五年間で十五名予定されており、今後の検討課題と考えている。

管理職の減員を

細田 管理職手当ては、室長が八%、課長が九%となつているが、もっと差をつけるべきではないか。現在、管理職が二十

区域外就学の適正化を

細田 今年三月に岸本中学校を卒業した、居住実態の無いカラ転入による越境入学について、町長は住民基本台帳法によると違法性があるのではないかと答弁があつたが、

教育長は法を盾にして言及すべき問題ではないと答弁している。又、部活程度では双方の教育委員会で区域外就学の協議が整わないので、結果的には住民票の異動のみの転入を黙認したと答えておられるが、町長の見解と教育長の説明に矛盾が生じているのではないか。今後も違法性のある方法によつて越境入学を認めたいか。

教育長 入学前に保護者から相談を受けたが、部活程度では区域外就学を認められないと返事をした、教育委員会は住民票に基づいて入学を許可したため、違法性は無い。居住実態と住民票が合致しない例は多く把握が困難となっている。



保育所視察

伯耆町総合計画に基づく慎重な運営が必要と思われる。そこで、毎年度財政状況に照らし合わせた実施計画の作成が不可欠である。
町長は、本年三月に策定された、伯耆町総合計画に基づいて三カ年ローリング